

仙台市八木山動物公園オフィシャルサポーター制度による 動物説明板への団体名称掲示 募集要項

1 募集概要

仙台市八木山動物公園（以下、「動物公園」といいます）では、動物展示場前に動物の生息域や生態等の解説を記した動物説明板を設置しており、仙台市八木山動物公園オフィシャルサポーター（以下、「サポーター」といいます）に認定された企業等の団体は、動物説明板に団体の名称等を掲示することができます。

動物説明板に名称を掲示する団体を以下のとおり募集いたします。

(1) サポーターについて

1口10,000円の寄附金を10口以上納入する法人等の団体（個人を除く。以下「団体」といいます）は、サポーターに認定されます。認定期間は1年間とし、認定期間中は、動物公園公認のサポーターである旨を標榜し、第三者に対して喧伝できます。

(2) 動物説明板への掲示内容

掲示できる内容は、「団体の名称、ロゴマーク、所在地、ホームページ等の二次元コード」とします。

ただし、二次元コードについては、動物公園が指定するデザインとし、団体に作成していただきます。なお、作成に係る費用は団体の負担とします。

(3) 募集対象の動物説明板

掲示期間	動物
令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	カピバラ、プレーリードッグ
令和8年4月16日から 令和9年4月15日まで	ホッキョクグマ
令和8年5月1日から 令和9年4月30日まで	ツキノワグマ、アカカンガルー、ラマ、対州馬

(4) 動物説明板への掲示期間

サポーター認定開始日から1年間です。

ただし、サポーター認定期間中に、団体の帰責事由により動物公園の運営に支障をきたすと認められる事態が発生した場合は、サポーターの認定を取り消し、動物説明板への掲示を終了します。

また、再整備に伴う工事や工程の変更等、やむを得ない事情が発生した場合は予定していた掲示期間が1年に満たなくなることがあります。

※サポーターの認定取消し、並びに掲示期間が1年に満たなくなった場合でも納入しているだけいた寄附金の返還はいたしません。

2 応募要件

- (1) 団体であること。
- (2) 動物説明板への掲示決定後に、応募申込書に記載の寄附金を納入すること。
- (3) 「仙台市有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項による指名停止を受けないこと。
- (4) 公租公課の滞納がないこと。
- (5) 暴力団等、反社会的勢力に属し、また関わりを持っているないこと。

3 応募方法

応募申込書を下記宛先まで郵送または持参し、ご応募ください。

〒982-0801 仙台市太白区八木山本町一丁目 43 番地
仙台市八木山動物公園管理課 オフィシャルサポーター動物説明板担当 あて

4 応募期間

令和8年1月8日（木曜日）から令和8年1月23日（金曜日）16時必着
ただし、持参の場合は、9時から16時まで受付

5 選定方法・結果通知

- (1) 1つの動物説明板への応募が複数ある場合は、口数が多い団体に決定します。口数が同じ場合は、抽選とします。なお、動物説明板への掲示ができない場合でも、寄附金を納入いたいた団体については、当園ホームページや情報誌（年3回発行）等に、掲載させていただきます。
- (2) 選定結果は令和8年1月下旬に郵送で通知します。

6 決定後の流れ

- (1) 当園より団体に選定結果の通知及び「仙台市ふるさと応援寄附申込書」（以下、「申込書」といいます。）を郵送。
- (2) 「申込書」に必要事項を記入し、当園へ返送。
- (3) 銀行振込を希望する場合は、指定の口座へ寄附金を振込。納付書での納入を希望する場合は、当園で「申込書」を受付後、団体へ納付書を郵送、団体は金融機関窓口にて寄附金を納入。
※当園指定の納期日までに寄附金の納入がない場合は、他の団体に掲示の権利が移ります。
- (4) 動物説明板に掲示する内容について当園から団体へ連絡。
- (5) 納入を確認後、当園で名称等を表示したプレートを作成。